第百六条の次に次の一条を加える。

（調査の嘱託）

第百六条の二　税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

２　税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

第百七条第一項中「若しくは」の下に「第五項若しくは」を加え、「売却決定の取消し」を「買受代金の納付の期限等」に改め、同条第四項中「公告の日」を「公告等」に改める。

第百八条第三項中「の返還」を削り、同条に次の一項を加える。

５　税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。

一　暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）

二　法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

第百九条第四項中「）及び」を「）、第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）、第百六条の二（調査の嘱託）及び」に、「、差押財産等」を「差押財産等」に、「、随意契約」を「随意契約」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に、「発し」と」を「発し」と、第九十九条の二中「）の入札等をしようとする者」とあるのは「）を随意契約により買い受けようとする者」と、「入札等をすることができない」とあるのは「買い受けることができない」と、同条第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同条第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、第百六条の二第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとした者」と」に改める。

第百十三条第一項中「日（」の下に「不動産を換価に付するときは、第百六条の二（調査の嘱託）（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日。」を加え、同条第二項中「の一に該当する処分又は行為があつた」を「に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「（最高価申込者等の決定の取消し）を「又は第五項（公売実施の適正化のための措置）に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号及び第三号中「とき。」を「場合」に改め、同項第四号中「（売却決定の取消し）を「（買受代金の納付の期限等）に、「とき。」を「場合」に改める。

第百八十九条第一項中「前二条」を「第百八十七条又は第百八十八条（罰則）」に改め、同条を第百九十条とする。

第百八十八条の次に次の一条を加える。

第百八十九条　第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二十一条」を「・第二十一条」に改め、「第三十五条の二」の下に「・第三十五条の三」を加える。

第五条の三第四項第七号ホ中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項」を「第三十七条の十四第三十一項及び第三十二項」に改め、同条に次の二号を加える。

三　当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の前号イ又はロに掲げる配当等で、当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

四　当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の第一号イからハまでに掲げる配当等で、当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

第九条の九第二項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

第十条第二項中「平成三十二年及び平成三十三年」を「令和二年及び令和三年」に改め、同条第四項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成三十二年及び平成三十三年」を「令和二年及び令和三年」に改める。

第十条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第一号中「又は同法第十八条第二項ただし書」を「、同法第十九条第一項」に、「同項ただし書」を「同項」に、「同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を「連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この号において同じ。）」に改め、「含む。」の下に「又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）」を加え、「又は第二十六条第一項」を「、第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「当該特定加盟者」を「これらの加盟者」に、「の計画に係る」を「又は第三十七条第一項の計画に係る」に、「当該特定連鎖化事業」を「これらの連鎖化事業」に改める。

第十条の三第一項及び第十条の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第十条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる金額の合計額

イ　三十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この号において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（イにおいて「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）